

飯豊町利用者負担額(保育料)及び給食費等その他料金について

(1)利用者負担額(保育料)※詳しくは別紙「飯豊町利用者負担額表」をご覧ください。

◆利用者負担額の算定は、4月1日現在の子どもの年齢、支給区分、市町村民税(保護者の所得割額の合算)、世帯の状況に応じて階層区分を判断し、決定します。

※父母の収入のみで生計が維持できないと判断される場合は、同居の祖父母等(家計の主宰者である場合に限る。)の課税額も合算して判定を行います。

◇3歳以上児(1・2号認定)…利用料無償

◇3歳未満児(3号認定)…利用料0円～51,600円

◆4月～8月分の利用者負担額は前年度市町村民税額、9月分以降の利用者負担額は当該年度市町村民税額で決定します。

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく利用者負担額 ※令和8年度分(R7年1月～R7年12月) の所得で決定					当該年度の市町村民税に基づく利用者負担額 ※令和9年度分(R8年1月～R8年12月) の所得で決定						

◆書類提出日以降、修正申告された場合は保育料が変わることがありますのでご連絡ください。

◆利用料決定通知は、前期(4月～8月分)は4月中旬ごろ、後期(9月～3月分)は9月中旬ごろに送付します。

(2)5時30分以降の利用にかかるおやつ代について

認定号数にかかわらず、夕方5時30分以降も利用する場合は、おやつ代として月額2,000円をいただいております。ただし、所得や世帯状況により免除になる場合もあります。

(3)給食について

◆原則、週5日(月曜日～金曜日)給食を提供します(施設によってお弁当持参の日もあります)。0～2歳児はごはんとおかずを提供します。3～5歳児はおかずのみ提供し、ごはんは各家庭から持参していただきます。

◆0～2歳児の給食費は保育料に含まれています。3～5歳児の給食費は月額4,200円(1食221円)をお支払いいただき、年度末に年間の食数で精算します。なお、所得や世帯状況によって給食費が免除になる場合があります。詳しくは、別紙の「飯豊町利用者負担額表」をご覧ください。

◆食物アレルギー対応も行っています。食物アレルギーがある場合は必ず申し出てください。

【お問合せ先】

住所：〒999-0604 西置賜郡飯豊町大字樺 3622 番地
(飯豊町町民総合センターあ～す内)

担当：飯豊町教育委員会 教育総務課 教育振興室 松木
電話：0238-87-0519